

質問回答書案

2015年6月26日

案件名：ベトナム国農業金融支援事業にかかる情報収集・確認調査

(公示日:2015年6月26日 / 公示番号:150448)について、業務指示書に関する質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P5 第7 見積価格及び内訳書 「第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積もってください。 現地再委託の(1)農業金融に係る調査、(2)セクターローン需要確認 (再委託を実施しない場合でも別見積もりとしてください。)	再委託を実施しない場合の別見積もりの内訳について、確認させてください。 (1)農業金融に係る調査、及び(2)セクターローン需要確認のそれぞれについて、別見積もりをするという理解で正しいでしょうか。 別見積もりの内訳としては、直接人件費、その他原価、一般管理費等を含むと理解して正しいでしょうか。	(1)農業金融に係る調査と(2)セクターローン需要確認について、航空運賃及びアクセス料金に加え、一つの別見積書としてまとめてください。 直接人件費、その他原価、一般管理費等は別見積ではなく、本見積としてください。このため、P7の「第7 見積価格及び内訳書」を以下の内容に変更します。 『第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積もって下さい。 「4.現地再委託」の(1)農業金融に係る調査、(2)セクターローン需要確認、における現地再委託費及び調査補助員や資機材などの直営経費(ただし、本体契約の直営実施の場合には、直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)

2	P19 第3 「4. 現地再委託」	本案件では現地再委託の活用について言及がありますが、貴機構として特に「現地再委託」という限定的なリソース調達形態或いは費目の使用を推奨されているという趣旨ではなく、現地の豊富な経験・知見が適切に調査において効果的に活用される必要があるという趣旨と理解しても正しいでしょうか。	現地再委託契約については、現地の豊富な経験・知見の有効活用という意味に加え、経費削減という観点もあります。現地再委託契約を行う場合に踏まえるべき原則及び手続きについて以下のサイトで「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を取りまとめていますので、こちらをご参照ください。 http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_201204_guide.pdf
3	P14 6.4 農業ファンド設立に関する調査	本調査で想定されている「ファンド」とは、貴機構においてどのように定義されているのでしょうか。お教えいただくと幸いです。	既往の民間金融では対応できない、農業従事者向け資金ニーズを充足するため、譲許的な貸付条件による資金供給元となる基金を想定しています。将来的な案件形成過程における越側との折衝が必要となりますが、円借款資金と越側自己資金を混合し、譲許的条件による融資/出資の供給元となることを想定しております。また、設置主体は公的セクターで民間のファンドマネージャーを雇用の上、公的セクターが同ファンドの運営、投資方針の意思決定に関与することを想定しています。

以上